

発行:日本司法書士政治連盟

発行人:田嶋規由 編集人:安井 利国

ホームページアドレス:<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス :office@ns-seiren.net

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

TEL03-3359-0498 fax03-5366-5310

★ 詳細の情報は homepage をご覧ください

★ 速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】 政連会費をより有効に活用したい。 ⇒ そこで、皆様のメールアドレスを各单位司政連へご連絡ください。

平成25年度政策要望ならびに税制要望決定！！

日本司法書士政治連盟は日本司法書士会連合会と協議の上、次のとおり平成25年度政策要望と税制要望を決定した。政治連盟と連合会は、去る8月22日この要望事項を民主党法務部門会議のヒアリングにおいて国会議員に説明と要望を行った。今後も政治連盟と連合会は協働して自由民主党及び公明党に対し要望活動を行う予定である。

この度の政策要望は、昨年度の積み残し案件をそのまま反映したものであるが、法律相談権の確立と懲戒制度の確立は、司法書士制度ならびに司法書士業務に直結する緊急案件であり、本年4月開催の第42回政治連盟大会において承認された運動方針に基づく最重要課題である。大綱のように「10年、20年後の将来を見据えたうえでの形」（2月8日細田会長発言）ではなく、少なくとも2年～3年内の法改正実現を目指す課題であり、決して要望書を提出しただけの運動に終わらせてはならない。今後は、司法書士の法律相談権の理論構築と司法書士会員への理解を浸透させる運動が重要となってくるものと考えらる。

税制改正については、消費税と社会保障の一体改革が国会における最大課題になっている今日、当政治連盟が継続して提案してきた登録免許税手数料化の実現が千載一遇のチャンス到来となっている。登記制度において国民の声を代弁する司法書士にとって、国民の権利保護に寄与する登記制度実現のために、本年度は全国的な規模で登録免許税の手数料化に向けた運動に取り組まなければならない。

平成25年度政策要望

日本司法書士会連合会

日本司法書士政治連盟

司法書士をとりまく諸問題について、下記のとおり要望いたします。

I 司法制度改革関連要望

国民に身近な法律家＝司法書士の機能充実のための司法書士法改正を！

1 簡裁代理権等の充実

司法書士の簡裁代理権等を国民に利用しやすく頼りがいのあるものにするために受任事件の執行代理権及び上訴審における関与権を含め、平成14年法改正時の衆参両院の附帯決議の実現をすること

2 国民の司法アクセスのための司法書士法律相談業務の確立

国民の司法アクセス充実の観点から、司法書士法律相談業務の範囲を実情に即した規定として整序し確立すること

3 司法書士自治に基づく懲戒制度の確立

司法書士自治を尊重し、公正妥当な懲戒処分が実施されるよう適正な手続保障（司法書士会の必要的関与、戒告への不服申立権、除斥期間の設置等）の確立に向けた改正を図ること

II 登記制度改革関連要望

オンライン申請の利用促進・司法書士の権限と責任の強化・登記の真実性を確保するよう求める

司法書士の登記原因に関する調査確認権限を明定し、登記の実体的真実性をより高めることとなる制度の導入を求めるとともに、登記オンライン申請のより一層の推進を可能とする制度の導入をすること

III 成年後見制度関連要望

「成年後見制度利用促進法」（仮称）の制定を求める

成年後見制度は、利用者の資産の多寡、申立人や後見人候補者の有無等にかかわらず「誰でも利用できる制度」として位置づけられるべきであり、これを具体化するため、司法・行政・民間が一体となって成年後見制度全体を公的に支援する仕組みとするため、「成年後見制度利用促進法」（仮称）を制定すること

平成25年度税制改正要望

日本司法書士会連合会
日本司法書士政治連盟

要望の趣旨

【登録免許税制度全般に関する改正要望】

消費税率引き上げに際しては、登記の「登録免許税」制度を廃止し、適正な受益者負担の原則に従った「登記手数料」制とすること

【個別の改正要望】

1. オンライン登記申請の促進策である租税特別措置法第84条の5による登録免許税額の特別控除の適用上限額及び適用範囲を拡大し、かつ適用期限を相当期間延長すること

現行規定

- ・平成24年度 最高3,000円
- ・適用範囲 所有権移転、所有権保存、抵当権設定、会社設立の各登記
- ・適用期限 平成25年3月31日まで

2. 土地の売買による所有権移転登記の登録免許税の軽減に関する租税特別措置法第72条の税率の段階的引き上げを改めて、元の税率（1,000分の10）に戻し、かつその税率を維持すること

現行規定

- 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の10
- 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の13
- 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1,000分の15
- 平成25年4月1日以降 租税特別措置法の不適用（1,000分の20）

3. 東日本大震災の被災者等にかかる登録免許税の免税措置（東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律）につき、被災者救済の観点から障害となっている要件を緩和すること

平成25年度税制改正緊急要望

日本司法書士政治連盟

日本司法書士政治連盟は、登記に関する法律専門家の立場から、利用者である国民の権利保護に寄与する登記制度を推進するため、次のとおり税制改正要望をする。

要望の趣旨

【登録免許税に関する改正要望】

平成24年4月1日改訂の「新築建物課税標準価格認定基準」による建物所有権保存登記の登録免許税大幅値上げに対し、適切な激変緩和措置を講ずること。